

平成28年度後期授業料免除について

このことについて、授業料免除を希望する者は、下記により手続きを行って下さい。

なお、書類不備の場合は受け付けませんので、必要書類等は充分確認の上、提出期間内の早期に手続きを行って下さい。(受付時の書類不備が大変多いので、必ず願書の内容を熟読して提出してください。)

記

1. 出願資格

経済的理由により授業料納付が困難で、かつ学業成績が優秀と認められる者で、学部生においては留年していない者。

2. 願書等の交付

平成28年7月22日(金)～

交付場所：医学部学務課医学科教務学生係

3. 受付期間及び受付時間

平成28年9月5日(月)・9月6日(火)

★9：30～11：30 13：30～16：00

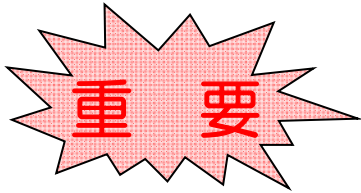
★期限後は一切受け付けません。(やむを得ない事情で受付期間に提出できない場合は、必ず受付期間前に教務学生係に申し出てください。)

4. 免除結果通知(予定) 12月中旬頃郵送予定

5. その他の注意事項

- ①出願者は、選考結果が発表されるまで授業料を納付しないで下さい。
- ②不明な点がある場合は、医学部学務課医学科教務学生係へ問い合わせして下さい。(TEL382-5205又は内線5206)

平成28年7月20日
医学部学務課医学科教務学生係



前期分申請者の後期分の申請について

平成28年度前期に授業料免除申請をした方で、後期分申請時に家族構成、就学状況、家計状況等に変化がなく、前期の状況が継続している場合は、「後期分継続申請者用」の申請書により申請することができます。この場合、改めて一般の申請書、必要書類を提出する必要はありません。

○後期に前期申請時から住所、家族構成、就学状況、家計状況等に変化があった方及び前期申請しなかった方

→ **新規申請してください。**(申請書類は茶色の封筒入りのもの)

○前期申請した方で、後期も住所、家族構成、就学状況、家計状況等に変化がない方

→ **継続申請してください。**(申請書類はA4用紙1枚のみ)

※結果通知用の82円切手は必要です。忘れず持参してください。

申請書類は部数に限りがあるので、一人につきどちらか1部しか配付しません。

事前に新規申請か継続申請か家族等に確認した上で、書類を取りに来てください。

どちらで申請すればいいのか不明な場合は医学科教務学生係に相談してください。

※下記のうち、前期申請時以降、一つでも該当するものがあれば継続申請できません。

□世帯の構成・状況の変化

(具体例)

- 世帯人数、同居・別居の状態
- 障害者・長期療養者等の有無
- 家計支持者の単身赴任等の開始又は終了
- 就学者状況（入学、退学、卒業等） など

□収入の状況の変化

(具体例)

- 本人及び同一世帯員（就職、転職、退職、雇用形態等）の収入額の増減
- 年金、雇用保険、生活保護手当、児童福祉手当等の支給状況
- 臨時的所得（退職金、生命保険等）の発生
- 奨学金の受給開始又は終了（私費留学生、独立生計者のみ） など

[注意]

- 継続申請を行った場合、後期は前期分の書類を利用しますが、再度選考しますので、前期と同じ結果になるとは限りません。
- 前期申請時と状況が変わっているにもかかわらず、継続申請したことが判明した場合、免除を取り消すことがあります。
- 後期分の授業料を既に納付している場合、授業料免除の申請をすることはできません。